

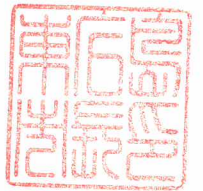
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和元年12月2日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ドラッグコスモス黒瀬店

(2) 所在地

東広島市黒瀬町上保田87番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横 山 英 昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横 山 英 昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年7月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 535㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物敷地内	54台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物南側	20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物西側	50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内西側	13.5㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9時00分

閉店時刻 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
1箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

8 届出年月日

令和元年11月26日（火）

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月2日（月）から令和2年4月2日（木）まで（東広島市の休日を定める条例第1条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年4月2日（木）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課